

2013年度（平成25年度）介護サービス事業者説明会資料

福山地区消防組合消防局

【防火安全対策について】

1 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要

(1) 火災の概要

ア 発生日時

出火時刻 平成25年2月8日（金）時刻は調査中

消防機関の覚知時刻 19時43分

鎮圧時刻 21時09分

鎮火時刻 21時49分

イ 建物概要・焼損状況

構造等 鉄骨造一部木造 4階建て

用途 1・2階：グループホーム

3・4階：事務所・共同住宅

建築面積 164.55㎡

延べ面積 581.85㎡（うちグループホーム部分の面積は259.64㎡）

焼損状況 部分焼

ウ 死傷者

死者 5人（うち1人は3月4日に死亡）

負傷者 7人

(2) 火災に係る課題

ア 消防機関への通報について

自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。

イ 従業員による初期対応について

消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が近接して設置してあったが用いられなかった。

ウ 建築基準への適合について

出火階以外での被害が拡大した要因の一つとして、階段におけるたて穴区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。

2 査察結果について

(1) 多く見られる不備事項

- ア カーテン・じゅうたんの未防災
- イ 誘導灯の未設置
- ウ 消防用設備等点検結果未報告
- エ 自動火災報知設備の一部未設置

(2) 消防法令における設備等設置に関する法体系

P 4 のとおり

3 防火安全対策について

(1) 従業員教育

- ア 全ての従業員が一定の知識を持つこと。
- イ 採用時等定期的に教育を実施すること。

(2) 効果的な訓練の実施

- ア 建物構造や入居者の特性、消防用設備等の設置状況などを考慮した訓練を実施する。
- イ 自衛消防訓練マニュアルの活用（所轄消防署で配付）

(3) 近隣との協力体制

- ア 地域コミュニティと連携した訓練を実施する。
- イ 通報や応援体制においても積極的に地域と施設の連携を図る。

4 消防法令の改正について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 126 号）

(1) 主な改正事項

ア スプリンクラー設備

自力避難困難者が入所する社会福祉施設で延べ面積が 275 m²未満のものを追加（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造であれば除かれる場合もある。）

イ 自動火災報知設備

利用者を入居させ、又は宿泊させる社会福祉施設で延べ面積 300 m²未満のものを追加

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備

自力避難困難者が入所する社会福祉施設に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとする。

(2) 施行日

新築建築物 平成27年4月1日から

既存建築物 平成30年3月31日まで経過措置

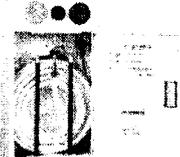
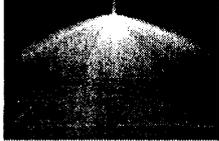
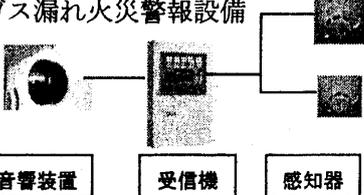
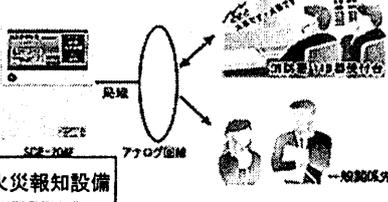
5 その他

(1) 社会福祉施設の防火安全対策（チェック表）の活用について

(2) その他

消防法令における設備等設置に関する法体系

- 消防法では①消防用設備等の設置、②防火管理の実施、③防災物品等の使用といった対策を通じ、火災予防を図っている。

<p>消防用設備等の設置</p>	<p>○ 消防用設備等については、建物の用途・規模・構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等（下図参照）の設置が義務づけられているほか、設置後には半年ごとの点検、一定期間（社会福祉施設であれば1年）ごとの消防本部への報告が義務づけられている。</p> <p>○ 必要な設備等が設置されていない場合、是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。また、報告がされない場合も罰則（罰金 30 万円以下）の対象となる。</p>		
<p>消火設備</p>	<p>消火器</p> 	<p>屋内消火栓</p> 	<p>スプリンクラー</p> 
<p>警報設備</p>	<p>自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備</p>  <p>音響装置 受信機 感知器</p>		<p>消防機関に通報する火災報知設備</p>  <p>火災報知設備</p>
<p>避難設備</p>	<p>誘導灯</p> 	<p>避難器具</p>  <p>避難はしご 救助袋</p>	
<p>防火管理</p>	<p>○ 防火管理は、一定規模の建物を対象に、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等を義務化するもの。</p> <p>（6）項口の福祉施設は従業員と施設利用者をあわせて10人以上、また（6）項ハは30人以上となる施設が対象。</p> <p>○ 防火管理者の選任や消防計画は消防本部への届出が義務化されており、防火管理者未選任や消防計画の不履行は是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。</p>		
<p>防災物品等</p>	<p>○ 火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、社会福祉施設等など一定の建物について、燃えにくいカーテンやじゅうたん等の使用を義務づけるもの 罰則（罰金 30 万円以下）がある。</p>		

社会福祉施設の防火安全対策（チェック表）

社会福祉施設における防火上の安全対策を推進するために、「火災発生の予防対策」、「延焼拡大の抑制対策」、「避難・避難介助の対策」、「早期発見・初期消火の対策」、「早期通報の対策」の具体的な事例を示しています。

これらを参考とされ、各施設の実態を踏まえて、施設利用者の方々の命を守るために、防火安全対策を実施してください。

- ① はじめに各施設で実施している内容をチェックしてください。
- ② 次に、チェックのない項目から、実施できる項目について検討してください。
- ③ 検討結果から、具体的に取り組むこととした項目を実施してください。

法令に適合することは前提条件なので、対策を検討する前に関係行政機関の指導を受け、法令に適合させてください。

1 火災発生の予防対策（火気管理などの火災の発生を予防する対策）

- たばこ、ライター等の管理や喫煙場所の管理を徹底する。
- 吸殻は、水につけてから捨てるなど適切に処理する。
- 各個室で燈明、ろうそく等の裸火や線香を使用しない。
- 火気器具（コンロ等）は、台所等の所定の場所以外では使用しない。
- 過熱防止装置が付いたガスコンロを使用する。
- 各室の暖房器具を適切に管理する。（裸火となるストーブ等は持ち込まない。）
- 火気設備、火気器具、暖房器具と壁等の距離を適切に確保する。（可燃物は遠ざける。）
- 暖房器具の周囲に燃えやすいものやスプレー缶等を放置しない。
- 火気の使用中は、人がその場を離れない。
- プラグ等の蛸足配線を禁止し、清掃を定期的に行う。
- 電気コードの折れ、よじれ、傷、判断線等が生じないように使用する。また、電気コードは家具等の下敷きとならないように使用する。
- 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用していることを確認する。
- ふろがま、給湯器やガスコンロ等の火気設備を日常的に点検・清掃する。
- 白熱灯など熱を持つ照明設備・照明器具は、熱を蓄えるものと接触させない。（タオルをかける、衣類が接触しているなどは避ける。）
- 正常に作動しない電化製品、火気設備等はそのまま使用しない。
- 屋外でたき火やごみの焼却を行わない。
- 施設の外周部に燃えやすいものを置かない、照明を設けるなど放火防止対策を行なう。

2 延焼拡大の抑制対策（火災の拡大を防止し、又は、煙の拡散を防止する対策）

- くさび等で戸を閉まらない状態としない。物品等による戸の閉鎖障害が生じないように管理する。
- 壁及び天井の室内に面する部分の全てを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で仕上げる。

- 寝具（ふとん、ベッドパッド、枕、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）・布張り家具を防災性能を有するものにする。
- 居室に可燃物を多量に持ち込まない。
- 施設内に暖房器具に使用する灯油等を原則として持ち込まない。又は、適切に管理する。
- 常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設け、区画（襖、障子等による仕切りは除く。）を形成する。

3 避難・避難介助の対策（避難や避難介助を行なうために施設等で実施する対策）

- ベランダ等に避難器具（すべり台等）を設けるなど、2系統以上の避難経路を設ける。
- 一時的な避難場所や避難経路のスペースを広げる。
- 施錠された出入口は、自動火災報知設備等と連動して解錠するものにする。
- 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。
- 室内や避難経路となる廊下、階段等に避難障害となる物を放置しないよう管理する。
- 避難時に車イス等を利用する者の周囲に常に車イス等を用意しておく。
- 火災に伴う停電時も避難経路の照明が確保される設備・器具を設ける。
- 火災時に近隣から駆けつける協力者、従業員等を確保する。また、宿直等の人員を適切配置するなど職員等の配分の適切化を図る。
- 近隣の事業所、町会等と災害時の応援協定を結ぶ。
- 火災時に外部にもその旨を周知させる音響装置を設ける。
- 訓練等により職員等の行動の迅速化や相互の連携強化を図る。
- すべての職員に施設にある避難設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。
- 自力避難困難者の居室等に近接した所に職員等の事務室や待機場所等を設置する。
- 自力避難困難者の居所、寝室を避難が容易な場所に変更する。

4 早期発見・初期消火の対策（火災を早期に発見し、消火活動を行うための対策）

- 自動火災報知設備、連動型住宅用火災警報器等を設置し、維持管理する。
- 受信機等の付近に職員が常駐する。
- スプリンクラー設備（住宅用含む。）を設置する。
- 台所等の火気設備付近に自動消火装置を設置する。
- 各階の消火器を増強する。
- 全ての職員に施設にある消火器や消火設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。

5 早期通報の対策（消防機関へ火災を早期に通報するための対策）

- 消防機関へ通報する装置を設ける。
- 通報・連絡を行なうための装置（携帯電話、コードレス電話の子機、インターホン等）を設置する。